

意見書

平成18年5月10日

総務省 総合通信基盤局

電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびーかぶしがいいしゃ
氏 名 ソフトバンクBB株式会社
だいいょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしがいいしゃ
氏 名 BBテクノロジー株式会社
だいいょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

涉外第2006-0027号

郵便番号 105-7316
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) にっぽん かぶしがいいしゃ
氏 名 日本テレコム株式会社
だいいょうしつこうやくしゃちょう くらしげ ひでき
代表執行役社長 倉重 英樹

郵便番号 105-7304
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) びーびー かぶしきがいしゃ
氏 名 B Bモバイル株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7317
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがしんぼし
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号
(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 ボーダフォン株式会社
だいひょうしつこうやくしゃちょうけんしーいーおー そん まさよし
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

「IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する懇談会論点整理のための追加意見募集」に関し、別紙の通り意見を提出します。

【 意見要旨 】

1. 垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方について

- ・ 市場支配的事業者の垂直統合型ビジネスモデルに対応し、レイヤー間の市場支配力濫用を防止するための競争ルールが必要です。
- ・ このときの指定電気通信設備については、ボトルネック性及びドミナント性を勘案して指定する必要があります。これに基づき、NTT グループの NGN は指定電気通信設備化されるべきものと考えます。
- ・ 指定電気通信設備の指定は柔軟に見直しを行うべきです。指定の基準 / 手続は、現在の競争評価に所要の整備を行い、EU の有効競争レビューのような法制度的な裏付けを持った制度により行うことが必要です。
- ・ 市場支配的事業者相互間、市場支配的事業者とその関係会社の連携については、一定のルールのもと禁止又は制限をすべきです。

2. PSTNにおける接続料の今後における具体的算定の在り方について

- ・ PSTN の接続料算定においては、当面は引き続き LRIC により行うことが適当です。これは、接続料算定における透明性を担保することが必要なためです。
- ・ 今後 IP 電話等 IP 化時代における接続料の体系を検討していくことが必要となりますが、この際には既存の PSTN 接続料を含めて、総合的に接続料の在り方を判断することが必要です。

3. ネットワークの中立性の確保の在り方について

- ・ 現時点で市場における具体的な問題が顕在化している事例はないものと考えます。
- ・ 今後のトラフィック拡大に対応した通信網増強は、基本的に通信機器や通信技術等の進歩により対応可能と考えられます。
- ・ しかしながら、トラフィックの拡大予測等不確定要素も多いため、追加コスト負担の算定方法等も含め、まずは総合的な検討(ファーザースタディ)を行うことが適当と考えます。

4. 端末レイヤーにおける競争促進の在り方について

- ・ 現状、移動体通信事業では各社が高機能端末の開発競争を行っており、端末レイヤーにおける競争は進展しているものと認識しています。
- ・ 販売奨励金や SIM 機能の在り方については、各事業者が市場原理に基づき判断すべきものです。したがって、これらの点について、事業者が自由に戦略を選択できる環境を担保することが適当です。

5. 紛争処理機能の強化の在り方について

- ・ 意見申出手続の簡素化、専門部署の設置や人員の確保、総務省と公正取引委員会の連携強化等により、紛争処理機能を強化することが必要です。
- ・ また、IP 化の進展や垂直統合型ビジネスモデルの拡大に伴い、処理すべき紛争の範囲が拡大することが考えられます。このため、紛争範囲の拡大に対処するため、適宜制度改正を行うことが適当です。

6. ユニバーサルサービス制度の在り方について

- ・ ユニバーサルサービス制度は、競争中立的な制度であることが必要です。
- ・ 旧来のユニバーサルサービスである PSTN については、IP への移行を阻害することがないよう、見直していくことが必要と考えます。
- ・ ブロードバンドのユニバーサルサービス化にあたっては、光加入者アクセス回線をユニバーサルサービスの対象とし、ユニバーサルアクセスを確保することが適当です。
- ・ ユニバーサルアクセスの確保にあたっては、NTT グループの完全資本分離及び NTT 東西の上下構造分離を実施するとともに、「ユニバーサル回線会社」を設立し、公正競争環境確保とあわせて実現すべきと考えます。

以上

IP化の進展に対応した競争ルールの在り方に関する追加意見

項目	内容	意見
<p>(1) 垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方</p>	<p>1.1 IP化の進展に伴う市場構造の変化、例えば、物理網レイヤーにおけるアクセス網のメタル回線から光ファイバ網への移行や次世代ネットワークの構築、通信サービスレイヤーにおけるFMCサービスの登場、レイヤーを越える垂直統合型ビジネスモデルの台頭などを踏まえた競争ルールの整備が必要である。特に、垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方については、「レイヤーを越えた市場支配力の濫用に着目した競争ルールが必要」、「市場支配力を有する事業者が上位レイヤーに進出する場合の公正競争要件の確保が必要」といった意見が表明されている。</p> <p>1.2 そこで、市場支配力を有する電気通信事業者の垂直統合型ビジネスモデルに対応した競争ルールの在り方に関し、以下の点について意見を求める。その際、諸外国における議論の動向などについての情報提供も歓迎する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場支配的事業者の垂直統合型ビジネスモデルに対応し、レイヤー間の市場支配力濫用を防止するための競争ルールの必要性には賛同します。 ・ ただし、従来電気通信事業法の対象外であった「コンテンツ・アプリケーションレイヤー」及び「プラットフォームレイヤー」に対して規制を行うことについては、規制強化となりうるため、十分な検討が必要と考えます。

	<p>1) 指定電気通信設備の範囲として、物理網レイヤー、通信サービスレイヤー及びプラットフォームレイヤーにわたる垂直統合型ビジネスモデルを想定した場合、指定電気通信設備の範囲として具体的にどのような範囲を想定することが適切と考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定電気通信設備の範囲は、ボトルネック性と、ドミナント性に基づき規定することが必要と考えます。 ・ まず、現在指定を受けているボトルネック設備については、IP化への移行過程においても指定を継続することが適当です。 ・ また、市場支配的事業者の設備のうち、現在指定を受けていないものについても、そのボトルネック性及びドミナント性を判定し、追加的に指定を行うことが必要です。 ・ 例えば、NTTグループの次世代ネットワーク(NGN)については、個々に市場支配的事業者であるNTT東西及びNTTドコモにより構築することが予定されているため、新たに指定電気通信設備とすることが適当です。 ・ さらに、NTTグループが既存網におけるNTTの市場支配力を維持したまま、NGNへの移行を行うことは適当ではありません。これを避けるため、NGNへの移行当初は、NTTが公表しているNGNの設備構成における、「マネージメント」、「サービス制御」、「トランスポート」の全ての設備を指定電気通信設備化し、アンバンドルすることが必要です。この際、事業者間接続は、NGN内の「マネージメント」、「サービス制御」、「トランスポート」相互間インターフェースについても、その設備仕様及び接続条件等を公開することが必要と考えます。 ・ また、NTTグループのNGNを指定電気通信設備化し、アンバンドルする際の接続条件は、NGNを構成するNTT東/NTT西/NTTドコモのネットワーク相互間における接続条件と同等の接続条件を、他事業者に対しても担保することが必要です。
--	--	--

	<p>2) 市場構造が急激に変化する中、指定電気通信設備の範囲について柔軟な見直しが必要と考えられるが、具体的にどのようなレビュープロセスを確立することが適当と考えられるか。その際、現在総務省で行なわれている競争評価について、当該施策の有する事後的な側面、競争評価に要する期間、競争評価における計量的評価以外の要素への考慮などをどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定電気通信設備の範囲の柔軟な見直しの必要性には賛同します。 ・ しかし、現在の競争評価を、そのまま利用することは適当ではありません。競争評価を指定電気通信設備の範囲の特定に利用するためには、次の事柄に関して整理し、法整備等の追加的な手当てを行うことが必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 法的根拠の整備 <ul style="list-style-type: none"> - 現在の競争評価は、規制の適否や改廃と直接関連付けられたものではないため、法的根拠の整備が必要です。 (2) 評価対象選定の透明化 <ul style="list-style-type: none"> - 現在、競争評価の対象市場/サービスは、総務省内において選定されているため、意見募集等を経てオープンな手続により決めることが必要です。 (3) 事業者間取引市場分析の整備 <ul style="list-style-type: none"> - 現在の競争評価は、基本的に小売市場に関する評価を行うものとなっております。このため、事業者間取引市場に関する分析方法についても検討及び整備することが必要です。 (4) あらゆる要因の考慮 <ul style="list-style-type: none"> - 市場支配的事業者のドミナント性を判断するためには、その市場シェアや収益額といった定量的要因だけでなく、あらゆる要因を分析し、総合的に判断を行うことが必要です。 - 特に、現在の競争評価では、事業者の資本関係、グループ間での連携、ブランド効果等の定性的な要因分析手法が十分に確立されておりません。このため、定性的要因についても分析手法を確立し、競争評価において考慮することが必要です。
--	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、EU で行われている有効競争レビューのような、法制度的な根拠をもったレビュープロセスを確立すべきと考えます。 ・ また、事後的なレビューによる指定電気通信設備の見直しだけでは不十分と考えます。ドミナント化の蓋然性がある事例については、事前に指定電気通信設備の指定を行うか否かの議論を行い、事前に指定電気通信設備化することが必要です。 ・ 例えば、NTT の NGN における設備については、当初全ての設備を指定電気通信設備として指定を行った上で、その後事後的なレビューに基づき、ボトルネック性又はドミナント性が解消されたものについて、順次指定から外していくというアプローチが適当と考えます。
	<p>3) 複数の社・団体から意見が表明されている「NTT東西とNTTドコモによるFMCサービスの提供を念頭に置いた連携」、「特定関係事業者制度の拡充」、「NTT東西とその子会社等との連携」等について、具体的にどのような公正競争環境の整備が必要と考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ そもそも、公正競争環境整備のためには、NTT 持株会社を廃止し、NTT グループの完全資本分離を実施することが必要です。 ・ 現状市場支配的事業者として指定電気通信設備を保有する事業者相互間(NTT 東西 / NTT ドコモ)の連携(バンドルサービスの提供等)は禁止すべきです。 ・ 一方、「NTT 東西とその子会社等との連携」のように、指定電気通信設備を保有する市場支配的事業者とその関係会社の連携については、次の措置を担保することにより、他事業者との公正競争条件を確保することが必要です。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 関連会社間、関連部門間の営業面における厳格なファイアウォールの設置 (2) 相互補助の防止措置 (3) バンドルサービスに関する、他事業者の公平な取扱いに関する条件整備 (4) ネットワークのオープン性確保 (5) 同一ブランド使用の禁止

	<p>4) その他、垂直統合型ビジネスモデルに関するレイヤー間のインターフェースのオープン化について、どのような事項を具体的に競争ルールの観点から検討することが必要と考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ インターフェースのオープン化を義務化することについては、市場支配力を有する事業者に限すべきと考えます。その他の非支配的事業者については、市場原理に基づきオープン化の実施、範囲、内容等を事業者が個々に判断できることが適当です。 ・ 市場支配力を有する事業者がインターフェースのオープン化を実施する際にルール化すべき項目は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 接続インターフェース (2) 接続点に関する情報 (3) 費用負担ルール (4) 接続インターフェース / 接続点に関する情報の事前公開 (5) 接続に要する期間（同一期間の適用、合理的な期間設定） (6) 申込み手続 (7) 接続終了時の処理手続 (8) 紛争発生時の処理手続
--	--	--

- ・ NTT の NGN に関し、NTT 東西及び NTT ドコモ市場支配的事業者同士の接続による設備構築を認めるべきでないのは既述のとおりです。さらに、NTT 東西により県間ネットワークを整備することが計画されており、これについても留意することが必要です。具体的には、NTT 東西が「フィールドトライアル」という名目で、本来禁止されており、少なくとも活用業務の認可が必要となる県間ネットワークの構築及び県間サービスを実施することは、NTT 東西による県間サービス提供を既成事実化することにつながり、適当ではありません。したがって、フィールドトライアル実施以前の段階において、そもそもこの点に関する可否、少なくとも活用業務認可と同等以上の検討及び議論を、情報通信審議会等のオープンな場で早急に行うことが必要です。
- ・ また、NGN のフィールドトライアルについては、NTT が本年 12 月より実施することを表明していますが、他事業者の広範な参加を可能とし、公正な競争環境を整備するためには、NTT の平成 18 年度事業計画認可時の条件にもあるとおり、実施の手順及び参加条件並びに接続条件について、フィールドトライアルの開始前の適切な時期に公表することが必須となります。NTT は、他事業者に対する相互接続条件の提示を 7 月を目処に行うこととしています。しかしながら、12 月までの準備期間を考慮すると、NTT グループと同等の形でフィールドトライアルに参加可能とするためには、NTT は早急に相互接続条件等必要十分な情報を開示することが必要です。

<p>(2) PSTNに係る接続料の今後における具体的な算定の在り方</p>	<p>2.1 PSTNに係る接続料については、長期増分費用(LRIC:Long Run Incremental Cost)方式により通信量に基づき算定しているが、PSTNからIP網への移行が進展していく中、「現行LRICを継続すべき」とする意見がある一方、「接続料算定方法の見直しが必要」、「長期増分費用方式を廃止し、実績コストが回収できる仕組みに見直し」することが必要といった意見も表明されており、これらの意見の隔たりは大きいものがある。</p> <p>2.2 そこで、PSTNに係る接続料の今後における算定方法について、現行LRIC方式の継続、実際費用方式への移行、ビル&キープ方式への移行等を含む複数の選択肢についてメリット・デメリット等を比較考量することが求められるところであり、競争ルールとして望ましいと考えられる接続料算定方式とその具体的論拠について、改めて具体的な提案を求める。その際、諸外国における議論の動向などについての情報提供も歓迎する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少なくとも PSTN については、以下の理由により、当面は現行の LRIC 方式による算定を継続すべきです。 <ul style="list-style-type: none"> (1) PSTN については、当面 NTT 東西のドミナント性が継続するため (2) トラフィックの減少によって接続料単価が上昇するという問題点があるものの、現状 LRIC 方式は透明性を確保するための最善の方法であるため (3) 実際費用方式へ移行することは、接続料の上昇傾向の中で今後最も求められるコスト削減の努力を失わせる恐れが強いため ・ ビル&キープ方式については、接続料の算定方法ではなく、精算方法と認識しています。本方式による事業者間精算には次の問題点があるため、PSTN 接続料の算定及び接続料ベースの事業者間精算を継続することが必要と考えます。 <ul style="list-style-type: none"> (1) ビル&キープ方式による精算対象として、直収電話サービス、0AB-J IP 電話サービス、050 IP 電話サービスといった加入者系のサービスの全てが対象となる必要があること (2) (1)が達成された場合であっても、中継電話サービスについてはビル&キープ方式による精算を行うことができないため、接続料の精算が必要となること ・ 仮に LRIC により算定した接続料が、実際費用方式により算定した接続料より高くなる場合には、NTT 東西が過剰な接続料を確保することとなります。このとき、過剰分を他部門に配賦する等の恣意性が働くことが懸念されます。 ・ このため、実際費用方式の接続料が LRIC による接続料を下回る可能性も見越し、IP 電話等 IP 化時代における接続料の体系及び算定方法を検討していくことが必要です。この際、既存の PSTN の接続料をも含めた形で、総合的に接続料の在り方を検討していくことが必要と考えます。
--	---	--

<p>(3) ネットワークの 中立性の確保 の在り方</p>	<p>3.1 IP網において、今後更にP2P通信の加速的増加やリッチコンテンツの流通等が進み、ユーザー間でコンテンツ等の利用度合いに格差が生じたり、電気通信事業者が保有するネットワーク上においてコンテンツ・アプリケーションレイヤーの特定の市場参加者を不当に差別する可能性(あるいは実際にそういう状況が起きているという実態)があるかどうか意見を求める。</p> <p>3.2 ネットワークの中立性という用語は確定的な定義が存在しないものの、本懇談会における議論においては、(a)通信網増強のためのコストシェアリングの在り方及び(b)コンテンツプロバイダーをはじめとする上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方という2つの視点から本件を取り上げることを想定している。これに関し、上記(a)及び(b)以外に検討すべき視点が存在するかどうか意見を求める。</p> <p>3.3 より具体的には、まず第一に、通信網増強のためのコストシェアリングの在り方(「インフラ構築の面で確実にコスト回収ができる仕組み」が必要であるとの意見が表明されている)に関し、以下の点について意見を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユーザー間でコンテンツ等の利用度合いに格差が生じていることは想定しえますが、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの市場参加者を不当に差別する事例はないものと理解します。 ・ 概ね3.2の(a)と(b)の2点により、主要な論点は網羅できているものと考えます。
--	---	---

	<p>1) 本件に係る議論について、既に市場において具体的な問題が発生しているのか。それとも、今後問題が発生する可能性があると考えられるのか(その場合の論拠としてどのような事案が考えられるか)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 固定通信事業及び移動体通信事業の双方において、現時点で問題が顕在化している事例はないものと理解します。 ・ しかしながら、今後利用形態の変化、コンテンツ・アプリケーションレイヤーのサービスの多様化に伴い、こうした問題事例が発生してくる可能性は考えられます。 ・ 具体的な事例としては、アプリケーションレイヤーでモバイル VoIP 等が無料若しくは低価格で提供される場合が想定されます。 ・ また、社会インフラとしての信頼性を考慮した場合に必要なネットワーク容量や、冗長化の考え方にも影響されるものと考えられます。
	<p>2) 通信網増強のための応分のコスト負担を利用者に求める(現在は定額制料金を負担)ことは適当か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば道路の場合、一般道と有料道路については、その提供サービスによって提供価格に差があります。これと同様に、高速・大容量通信や相応の QoS を求める利用者については、応分のコスト負担を求めるという考え方には一定の合理性があり、事業者が市場原理に基づいて、個々の判断により料金設定を行うことが適当と考えます。

	<p>3) 通信網においてコンテンツ等を提供するコンテンツプロバイダ等が追加的に通信網増強のためのコストを負担する仕組みを導入することは適当か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、大容量コンテンツの拡大や、センサーネットワークの普及によるトラフィック拡大が想定されます。事業者側では、これらのトラフィック拡大に対応するための通信網増強が必要となりますが、基本的には通信機器や通信技術等の進歩により対応可能と考えられます。 ・ 一方、コンテンツプロバイダ等による追加的コスト負担実現のためには、どのような形で該当トラフィックを特定するか、コスト負担額をどのようにして算定するか等、解決すべき課題は多いものと考えます。 ・ したがって、トラフィックの拡大予測、通信網増強に係るコスト予測、コンテンツごとのトラフィック特定方法、追加コスト負担額の算定方法等に関し、まずは総合的な検討(ファーズタディ)を行うことが適当と考えます。
	<p>4) 通信網増強のためのコストシェアリングの公平性という点に鑑み、ISP間(特に上位ISPと下位ISPとの間)の接続(ピアリングやトランジット)に係る接続料が市場メカニズムを通じて健全に決定されていると考えられるか。また、これに関連して、多段階のISP接続が実現する中、円滑なコンテンツ配信を確保する観点から、トータルとしてのQoSを確保するために検討されるべき具体的な事項はあるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に、インターネット全体で、トータルでの QoS を政策的に確保する必要はないものと考えます。 ・ 一方、一部のネットワークにおいて QoS を確保する場合には、エンドエンドでの通信制御機能の標準化や構築、相互接続における接続条件の明確化等が必要です。

<p>5) 通信網を流れるコンテンツ等の増加があったとしても、エッジ(ユーザー)側の端末機能、ルータ等の処理能力の向上、帯域圧縮技術の動向、CDN(Content Delivery Network)事業による問題解決の可能性等を考えれば、追加的コスト負担は通信事業者側において十分吸収可能ではないかという点についてどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的には、通信技術や通信機器等の進歩により、通信事業者側で吸収可能と考えられます。一方、仮に爆発的に普及拡大するようなアプリケーショントラフィックが発生した場合に、トラフィック増加の加速度と発生する問題に他技術の進歩が対応できない、そしてネットワークの原価を著しく圧迫するといった事象が発生する可能性も考えられます。 ・ また、移動体通信事業については、移動体アクセス網(無線区間)及び端末設備において、技術の進展によっても十分に追加コストを吸収できない可能性が考えられます。
<p>6) その他、本件に関して追加的に検討を要する事項として、具体的にどのような項目・内容が考えられるか。</p>	
<p>3.4 第二に、上位レイヤーの市場参加者が通信網を利用する際の公正競争要件の在り方に関し、以下の点について意見を求める。</p>	
<p>1) 本件に係る議論について、既に市場において具体的な問題が発生しているのか。それとも、今後問題が発生する可能性があると考えられるのか(その場合の根拠としてどのような事案が考えられるか)。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 移動体通信事業においては、ネットワークのオープン化を考慮した取組みを推進しており、現時点において、問題が顕在化している事例はないと理解します。
<p>2) 本件に係る議論においては、通信網を設置・運営している設備ベースの電気通信事業者全体が議論の対象となると考えられるか、それとも指定電気通信設備を保有する電気通信事業者に限って議論の対象となると考えられるか。また、その論拠は何か。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的に事業者は上位レイヤーの市場参加者への通信網提供についても市場原理に基づき判断することが適当です。したがって、公正競争条件を確保するためには、対象を市場支配的事業者に限定して議論すべきと考えます。

	3) その他、本件に関して追加的に検討を要する事項として、具体的にどのような項目・内容が考えられるか。	
(4) 端末レイヤーにおける競争促進の在り方	4.1 我が国の IT 分野における高い技術力がグローバル市場において発揮されることを可能とする(国際競争力の向上を図る)ことが必要であると考えられ、係る観点から端末市場の在り方について、市場支配力との関係、競争ルールの必要性、産学官連携の必要性等に関連した意見が本懇談会において表明された。	
	4.2 そこで、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から、以下の項目について意見を求める。	
	1) 端末レイヤーの競争環境を整備する観点からは、IP化に対応した端末の安全・信頼性の確保やサービスの多様化への対応、そのための実現方策などについて検討する必要があるか(具体的にどのような検討が必要と考えられるか)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現状、移動体通信事業においては、各社が高機能端末の開発において競争しており、端末レイヤーにおける競争は進展しているものと認識しています。 ・ IP 化の進展に対応した端末に求められる要件については、既存の各種標準化団体の枠組みの中で整理されることで問題ないものと考えます。
	2) 端末市場におけるビジネスモデルについて、例えば携帯端末市場における販売奨励金、SIM (Subscriber Identity Module) 機能の在り方など、現行の仕組みを見直す必要があると考えられるか(具体的にどのような検討が必要と考えられるか)。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売奨励金や SIM 機能の在り方については、基本的に市場原理に基づき事業者が個々に判断すべき問題と考えます。したがって、これらの問題についても、事業者が自由に戦略を選択できる環境を担保することが適当です。
	3) その他、端末レイヤーにおける競争促進を図る観点から検討すべき事項はあるか。	

<p>(5) 紛争処理機能の強化の在り方</p>	<p>5.1 電気通信分野の競争ルールが事前規制から事後規制へと比重を移す中、電気通信事業者間の紛争事案を処理するための機能を強化するため、01年11月、総務省に電気通信事業紛争処理委員会を設置した。当該紛争処理機能については、本懇談会において当該機能に対し積極的な評価がなされつつも、更にその強化を図るべきであるとの意見が表明されている。</p> <p>5.2 そこで、PSTNからIP網へのネットワーク構造の変化、市場構造の変化、ビジネスモデルの多様化などを踏まえ、紛争処理機能の一層の強化を図る観点から、どのような措置を講じることが必要か、以下の点について意見を求める。</p>	
	<p>1) 「意見申出制度の拡充」や「問題となる行為等について申告等を可能とする制度の拡充」が必要といった意見が表明されているが、現行制度を拡充するために具体的にどのような措置を講じることが考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省や公正取引委員会への意見申出制度の拡充、改善、体制整備等を行うことが考えられます。 ・ 具体的には、意見申出手続きの簡素化や、専門部署の設置や人員の確保、総務省と公正取引委員会の連携を強化することなどが考えられます。 ・ また、事業者間接続だけでなく、他事業者の営業を阻害する不正営業に関する事項についても意見申出等の対象とすることが適当です。不正営業については、「電気通信分野における競争の促進に関する指針」に規定されるような形態のものが想定されます。 ・ 加えて、問題となる行為の事前防止策として、「電気通信分野における競争の促進に関する指針」において、IP化の進展により発生すると想定される問題行為を追記、明文化することが必要です。

	<p>2) 「紛争の態様の変化に応じて紛争処理委員会の一定の機能強化が求められてくる」との意見が表明されているが、現在の紛争処理機能は電気通信事業者間の紛争事案について、あっせん、仲裁、裁定を行なう仕組みであることを踏まえ、当該制度において取り扱うべき紛争事案の範囲などについて、どのように改善することが考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ IP 化の進展に伴い、事業者間の紛争案件は、さらに多様化・複雑化していくことが考えられます。このため、紛争処理委員会においても、現状以上の専門性が求められることが考えられます。 ・ 具体的には、電気通信技術、制度、電気通信事業者における事業の実態の把握等に関し、専門的な対応を可能とする体制の整備が必要です。 ・ また、垂直統合型ビジネスモデルの拡大に伴い、電気通信事業者と電気通信事業者以外の事業者の間にも紛争が拡大していくことが想定されます。そのような紛争の範囲拡大に対処しうるように、適宜制度改正を行うことが適当です。
	<p>3) その他、紛争処理機能の強化を図る観点からどのような措置を講じることが考えられるか。</p>	
<p>(6)ユニバーサルサービス制度の在り方</p>	<p>6.1 ユニバーサルサービス制度については、本年4月に新制度が施行されたが、本制度については関係省令において3年後(09年度)に見直しを行うこととされている。これに関連して、当該見直しについて、IP網への移行を念頭に置いた見直しが必要である等の意見が表明された。</p> <p>6.2 そこで、ユニバーサルサービス制度の在り方に関し、以下の点について意見を求める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前提として、競争中立性の確保が必要です。 ・ 具体的には、エンドユーザ向けサービスを行う特定の事業者に補助を行うことによって、その事業者が競争上有利になるような制度であってはならないということです。

<p>1) 市場構造の変化等を踏まえ、ユニバーサルサービスの範囲を見直すこととした場合、その範囲は具体的にどのようなものが考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の前提を確保した上で、ブロードバンドによる全国民への平等な情報アクセスを確保し、デジタルデバイドを解消することが必要です。このためには、光加入者アクセス回線をユニバーサルサービスの対象としていくことが必要です。(ユニバーサルアクセスの確保) ・ 一方、旧来のユニバーサルサービスである PSTN への補助については、IP への移行を阻害することがないよう、ユニバーサルサービスの見直しを行うことが必要と考えます。 ・ 具体的には、音声通信サービスに関しては提供手段を固定電話に限定せず、移動体通信技術やその他の手段による提供についても検討することが必要です。 ・ また、現行ユニバーサルサービスとなっている、公衆電話及び緊急通報についても、移動体の普及その他の環境変化を踏まえて、その内容、対象、提供地域等について見直していくことが適当です。
<p>2) 仮にモビリティのあるサービスをユニバーサルサービスとして考える場合、固定電話と異なるユニバーサルサービスの考え方(例えば、ユニバーサルサービスの提供が確保されるべき地域エリア(通話可能エリア))についてどう考えるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは、現行のユニバーサルサービスと同様に、可住地域で利用できることを条件として考慮すべきと考えます。
<p>3) 仮にブロードバンドサービスをユニバーサルサービスとして考える場合、その具体的基準としてどのようなものが考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 光加入者アクセス回線をユニバーサルサービスの対象とすることが適当です。(ユニバーサルアクセスの確保)

	<p>4) IP 化の進展に伴って役務区分が実効性を喪失していく中において、ユニバーサルサービスをどのように定義していくことが考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 役務の区分ではなく、ユニバーサルサービスをサービスとして定義することで対応可能と考えます。(例:音声サービス、通話サービスなど) ・ さらに、物理レイヤーにおいては競争環境をサービスレイヤーに比べて確保することが難しいと考えられます。このため、まずはサービスそのものではなく、アクセス回線のユニバーサルサービス(ユニバーサルアクセス)に着目し、これを確保することが必要です。 ・ まずはユニバーサルアクセスを確保した上で、上位のサービスレイヤーについては競争によるサービス提供にゆだねることが適当と考えます。 ・ サービスレイヤーの競争により必要なサービス(ブロードバンドサービス、音声サービス等)が十分に提供されない状況が確認された場合には、必要に応じて当該サービスのユニバーサルサービス化を行い、特定事業者に対してユニバーサルサービス提供の義務を課すことが必要です。
	<p>5) ユニバーサルサービスサービスの範囲を拡大した場合、当該サービス全体をユニバーサルサービス制度(交付金を交付する仕組み)に組み入れることは適当か。この場合、交付金額が拡大して各電気通信事業者(ひいては利用者)のコスト負担が増加すると思われるが、どのような対処が制度として考えられるか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ユニバーサルサービスについて、単純な範囲拡大を行うことは適当ではありません。 ・ また、ユニバーサルサービス制度は、競争中立性を確保することが必要です。競争進展による効率化によって、ユニバーサルサービスに係るコスト負担を吸収することが可能な制度とすべきと考えます。 ・ 具体的には、弊社が平成 18 年 2 月 1 日に実施されたヒアリングにおいて提唱した「ユニバーサル回線会社」を設立することによるユニバーサルアクセスの確保と、これに伴うサービスレイヤーでの公正競争環境確保を行うことが必要と考えます。

	<p>6) その他、IP化の進展に対応したユニバーサルサービス制度の在り方として、どのような事項を検討する必要があると考えられるか。</p>	<p>・ NTT グループの完全資本分離及び NTT 東西の上下構造分離を実施するとともに、「ユニバーサル回線会社」を設立することにより、ユニバーサルアクセスを実現すべきと考えます。</p>
--	--	---

以上